

○ 2月22日（火）意見交換会における口頭回答以外の質問項目に係る回答について

■質問2 機能阻害行為について

この間明らかになった法案説明資料では、重要施設に対する機能阻害行為として、①継続的な高所からの監視・盗聴など、②周囲の送電線、水道管などを破壊し、施設へのライフライン供給を阻害、③坑道の掘削、施設地下への侵入・攻撃、④銃器による攻撃、⑤電波妨害（ジャミング）の5つを列挙し、

国境離島機能阻害に関しては、⑥領海の基準となる海岸線（低潮線）や、付近の土地などの大規模な破壊、形質変更、⑦領海などの保全・利用に関し、活動拠点の基礎となる施設への攻撃など、⑧離島などの社会経済活動の阻害による活動拠点の無力化の3つを記載している。

⑥については「領海を消失し、我が国の主権が著しく害される」と強調。⑦の対象施設には島内の防衛関係施設や空港、港湾などを想定し、「攻撃が行われた場合、代替性がなく重要な機能を維持できなくなる」と指摘した。⑧では「我が国の重大な利益を害する目的を持った者」による大規模な土地取得を挙げて、現地の地域コミュニティの存立が脅かされ、領海の保全・活用などが阻害されると説明している。

質問内容	回答
<p>5 ③のうち、坑道の掘削は、それ自体では当該施設への攻撃ではない。坑道を掘削しても、その坑道を施設攻撃のために利用するとは確定しない。これを阻害行為とする理由は何か。仮に、坑道掘削が施設の基盤としての機能を阻害する行為（の準備行為）というためには、その坑道が施設の基盤としての機能を阻害する目的で掘削されているということが分からなければならないのであり、その目的を判定するためには、氏名・名称・住所や国籍、あるいは公簿情報や現況調査だけでは足りない。行為者の思想信条を含むプライバシー情報まで調査しないとイケないはずであるが、どうか。これらは含まないというのであれば、政令においてそれを明示すべきと考えるが、どうか。</p>	<p>本法に基づく土地等利用状況調査において、思想・信条に係る情報を収集することはない。また、この旨を殊更に政令に規定する理由及び必要性はない。</p>
<p>6 ④は施設への攻撃であるが、例えば周辺概ね1 kmという周辺区域指定において参考にしたというライフル銃の射程 800メートルというライフル銃で800メートル以内から施設を攻撃した場合に、それがどうして「基盤としての機能」への阻害行為となるのか。例えば、ライフル銃ではなく携帯式ロケット砲で施設を攻撃したとしても、施設内の建</p>	<p>基本方針の内容（例示する機能阻害行為の類型）については、検討しているところであり、現時点でお示しできるものはない。</p>

<p>物の一部を破壊したり施設内の人員に危害を加えることはあっても、施設全体を破壊することは困難である。以上のように、④は必ずしも基盤としての機能の阻害にはならないと考えるがどうか。これを機能阻害行為として例示する場合、より具体的に基盤としての機能阻害行為と言えるべく限定すべきと考えるがどうか。</p>	
<p>8 2021年12月2日のヒアリングにおいて、対象施設は膨大であり、核施設の機能も区々であるから、機能阻害行為も膨大な数になる、それを基本方針で例示すべきだと指摘し、参考にしたいと回答しているが、その検討はどうなっているのか。</p>	<p>基本方針の内容（例示する機能阻害行為の種類）については、検討しているところであり、現時点でお示しできるものはない。</p>
<p>11 法案説明資料の「5. 情報の分析等」の「(1) 情報の分析」(53 ページ)において、重要施設の周辺の注視区域内にある土地で、再生可能エネルギー発電事業を所管する経済産業省に照会した結果について、施設機能を阻害する行為を画策していると認められる場合との一例があるが、確たる証拠になるとは思えない。供するおそれがあると疑われるとの判断をされた場合、弁明の機会とは与えられるのか。</p>	<p>御質問の趣旨は、「内閣総理大臣は、ある行為が機能阻害行為に該当する「おそれがあると疑われる」と判断した場合、勧告に先立ち、当該行為者に対し弁明の機会を与えるのか」というものと理解するところ、勧告は、行政指導であり、不利益処分ではないことから、勧告に先立ち弁明の機会が付与されることはない。</p> <p>なお、勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に係る措置をとらなかった場合には、当該者に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができるが（法第9条第2項）、当該命令は、不利益処分に該当することから、命令を行う場合は、行政手続法の規定に基づき、事前手続として、当該者に対し、弁明の機会を付与することとなる。</p>

■質問3 離島機能の阻害行為について

法案説明資料には国境離島における離島機能を阻害する行為の③に関して「我が国の重大な利益を害する目的を持った者によって大規模に取得され、既存の地域コミュニティの存立が脅かされる」行為とある。

質問内容	回答
<p>4 離島のコミュニティの存立を脅かす行為には、開発業者による土地や山林の造成による地下水の枯渇、公害の発生、土地取得のための住民との個別交渉による住民の分断、住民移転による祭祀や共同作業の維持不能などさまざまな事態も想定される。それらすべてを離島機能の阻害行為の対象とするのか。また離島のコミュニティの存立を脅かす行為に</p>	<p>基本方針の内容（例示する機能阻害行為の種類）については、検討しているところであり、現時点でお示しできるものはない。</p>

は、基地による汚染水被害や騒音、基地が存在することによる交戦国による攻撃の危険なども想定される。基地の存在そのものがコミュニティの存立を脅かす場合、本件の「機能阻害行為」の類型は法の本来の趣旨と矛盾するものと考えられるがどうか。